



# 島根県報

平成26年4月15日（火）

第2,588号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【告 示】

救急病院の認定	（医 療 政 策 課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出（2件）	（農 村 整 備 課）	2

### 【公 告】

基本測量の実施	（用 地 対 策 課）	3
基本測量の終了	（        ”        ）	3
都市計画変更の図書の縦覧（9件）	（都 市 計 画 課）	4

**告 示****島根県告示第252号**

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認定期間
平成記念病院	雲南市三刀屋町三刀屋1294番地 1	平成26年 4 月18日から 平成29年 4 月17日まで

**島根県告示第253号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 揖屋干拓地土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

久保田耕司 松江市北田町132-6  
 松本 馨 松江市東津田町718  
 門脇 篤郎 松江市八束町亀尻361  
 野津 一 松江市福富町117  
 渡部 亘 松江市矢田町484-16  
 森本 明弘 松江市東出雲町須田511-4  
 石原 安夫 松江市東出雲町揖屋76-2  
 諏訪 成治 松江市山代町717

## 監事

錦織 吉正 松江市東出雲町出雲郷1704  
 松本 滝美 松江市古志原二丁目 2-50  
 安部 充 松江市八束町二子898

## 2 就任年月日

平成26年 3 月26日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

坂本 悦朗 松江市乃木福富町552  
 久保田耕司 松江市北田町132-6  
 安部 吉輝 松江市八束町二子495  
 小室 広志 松江市東出雲町揖屋687-17  
 上野 克次 松江市大井町412

松本 馨 松江市東津田町718  
角田 一夫 松江市竹矢町135-1  
周藤 順吉 松江市東出雲町今宮331

## 監事

越野 宏一 松江市東出雲町揖屋11-1  
青山 嘉夫 松江市朝酌町599  
田中 真澄 松江市八幡町383

## 島根県告示第254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年 4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 浜田市土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

久保田章市 浜田市竹迫町2359番地7

## 2 就任年月日

平成26年 3月19日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

宇津 徹男 浜田市相生町3902番地

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年 4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 作業種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

## 2 作業期間

平成26年 4月21日から平成27年 3月31日まで

## 3 作業地域

益田市、津和野町

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成26年 3月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年 4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
  - 2 作業期間  
平成25年 6 月28日から平成26年 3 月31日まで
  - 3 作業地域  
県内全域
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）地区計画
  - 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
旭都市計画用途地域
  - 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
三隅都市計画用途地域
  - 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
大田都市計画臨港地区
- 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
大田都市計画伝統的建造物群保存地区
- 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
大田都市計画公園
- 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
大田都市計画火葬場
- 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
大田都市計画ごみ処理場
  - 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年 4 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
大田都市計画用途地域
  - 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課
-